令和８年度外国料理店・食材店との連携による外国人市民向け情報発信事業
業務委託仕様書

この仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が「令和８年度外国料理店・食材店との連携による外国人市民向け情報発信事業」（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

１　業務名称

令和８年度外国料理店・食材店との連携による外国人市民向け情報発信事業務委託

２　事業目的

本事業は、外国人市民が日常的に利用する外国料理店や食材店（以下「協力拠点」という。）と連携し、外国人市民に対して行政情報や生活情報を効果的かつ継続的に届けることを目的とする。

３　委託期間

契約締結日から令和９年２月２２日まで

４　基本方針

（１）外国人市民が日常的に利用し、外国人コミュニティの交流の場となっている外国料理店や外国食材店等を協力拠点として活用すること。
（２）協力拠点において、外国人市民がスマートフォン等から容易に行政情報へアクセスできる仕組みを構築すること。
（３）協力拠点の負担が少なく、効果的で継続しやすい情報発信の方法を提案すること。
（４）公益財団法人千葉市国際交流協会や地域の関係団体と連携し、事業終了後も継続可能な仕組みを構築すること。

５　業務内容（案）

受託者は、上記目的の達成に向け、以下の業務を実施すること。なお、具体的な実施手法については、事業目的を踏まえたうえで提案すること。

（１）協力拠点の開拓及びリスト化

受託者は、市内の外国料理店や外国食材店に対して、本事業の趣旨を説明するとともに、協力拠点への登録を依頼すること。また、協力拠点として登録した店舗について、次の事項を整理したリストを作成すること。

ア　店舗名
イ　所在地
ウ　提供する国・地域又は取扱食材
エ　ホームページ又はＳＮＳ等のＵＲＬ（確認できる場合）

・協力拠点については、３０店舗以上の登録とすること。

（２）協力拠点における情報発信ツールの作成及び設置

外国人市民が協力拠点を訪れた際に、スマートフォン等を活用して自然かつ容易に行政情報へアクセスできるように、情報発信ツールを作成し、設置すること。

業務の例は、次のとおりとする。ただし、これらに限定するものではなく、事業目的の達成に資する効果的な提案を妨げないものとする。

・店舗のテーブル、レジ周辺等に設置するＱＲコードスタンド、卓上ＰＯＰその他掲示物のデザイン及び作成、設置
・協力拠点であることを示すステッカー等のデザイン及び作成、設置
・外国人市民が行政情報を受け取りやすくするための情報発信手法の企画及び提案
・協力店舗の負担が少なく、継続的に運用できる情報発信方法の提案

なお、本事業における成果物には、一般財団法人自治体国際化協会の助成を受けて実施している旨を明記するとともに、同協会のロゴマークを掲載すること。

（３）事業の継続性

受託者は、本事業終了後も継続可能な情報発信体制及び協力拠点ネットワークの構築に向けた提案を行うこと。

６　実施計画書の作成

受託者は、契約締結後２０日以内に、下記事項を記した実施計画書を作成し、委託者に提出すること。なお、変更が生じた場合は、随時、変更実施計画書を提出すること。

（１）業務工程
（２）業務内容及び方法
（３）実施、連絡体制

７　実施体制

（１）受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
（２）受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、発注者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

８　委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

９　成果品

（１）実績報告書（正副本１部ずつ）

なお、事業報告書には、次の事項を含めること。

ア　事業実施内容

イ　協力拠点数（登録店舗数一覧等を含む。）

ウ　情報発信実績（以下は例）

・ＱＲコード設置店舗数

・情報ツール及びステッカーの制作・配布実績

・その他、情報発信に関する実績

エ　協力拠点からの意見・評価等

オ　事業実施上の課題及び改善提案

（２）告知物、動画、写真等作成物のデータ

（３）その他、実績を報告するのに必要なデータ（画像等）

10　委託業務実施に係る留意事項

（１）受託者は、業務の遂行に当たり、発注者と十分に協議し、適宜報告及び連絡調整を行うこと。

（２）受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令及び千葉市の関係規程等を遵守すること。

（３）受託者は、各種広報物及び成果物の制作に当たり、公序良俗に反する表現や特定の個人、団体、国籍、民族等への差別的又は誹謗中傷となる内容を含まないよう十分配慮すること。

（４）受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

（５）本業務により収集したデータ、写真、文書その他の成果物に係る著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。
また、成果物の構成素材（写真、イラスト等）については、発注者が二次利用できるよう必要な権利処理を行うこと。

（６）受託者は、この契約による業務を第三者に譲渡し、又は再委託してはならない。
ただし、業務を効率的に実施するため必要がある場合は、あらかじめ発注者の承認を得た上で、その一部を再委託することができる。

（７）受託者は、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。